



確定申告は 3月15日迄

正しい申告・納税を

平成六年度の所得税と住民税の申告相談が二月十六日から始まり
ました。町では、会場の混雑を避け、申告がスムーズにできるよう、
地区ごとの相談日を設定しています（お知らせ版一月号四ページ掲
載）。お出かけの際は、申告に必要な書類をよく確認し、忘れ物がな
いようにしましょう。

申告と納税の期限は三月十五日（水）までです。町が指定した日に
都合で来られない人は他の日でも構いませんので期限内に正しい申
告。納税を必ず済ませましょう。

春の全国火災予防運動

3月1日 ▶ 7日

不幸にして火災になったら…

ことしも3月1日から7日まで“春の全国火災予防運動”が実施されます。

春先は空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期です。もし、不幸にして火災が発生したらどうしたらよいか日ごろから家族で話し合うなど備えを万全にしておきましょう。

火災発生

そのとき…



⇒早く知らせる

「火事だーッ」と
大声で叫ぶ！

- 小さな火だと思っても、1人や家族だけで消そうとしないこと——これがまず大切。
- 「火事だーッ」の大声を出す。声が出なければ、やかんなどがガンガン叩くなどして、近所の人たちにも援助を求める。
- 小さな火でも119番に通報する。しかし、当事者は初期消火にあたり、近くの人に「火事！消防車をよんで」と助けを求める。

⇒早く消す

勇気をもって
初期消火を！



- 消火は出火から3分以内が勝負。この間なら自分で消火が可能。炎を恐れずに勇気と落ち着きをもって初期消火を。
- 初期消火とは、火が床など横に広がっているだけの間、あるいはカーテンやふすまなどの立ち上がり面に火が移ったときまでに火を消すことをいう。火が立ち上がり面に移ると、天井に火が回るのは早く、そうなるともう手がつけられなくなる。
- 消火は消火器や水だけでなく、手近なものならなんでも活用。座ぶとんで火を叩く、毛布で火をおおう、カーテンをひきちぎるなど…。バケツに水がたまるまで、何もしない、というようなのが最悪です。

⇒早く逃げる

避難は早めに！



●天井に火が移ったら、もう素人の手には負えない。早めに避難する。

●避難するときは、燃えている部屋の窓やドアを閉める。

「備えあれば

憂いなし」

新年度会員募集

町交通災害共済

町では七年度の交通災害共済の会員を二月一日から募集します。

■加入資格

本町の住民基本台帳に記載、または外国人登録をされている人。加入後、県下の町村(新南陽市含む)に転出された場合、資格は有効です。

■対象となる交通事故災害

日本国内で汽車、電車、自動車、バイク、自転車(小児用の三輪車・乳母車などの子ども用遊具は除く)、荷車、航空機、船舶などの運行中に事故が起こり、歩行者または乗車・塔乗・乗船中の人が死亡したり、ケガをしたりした場合。

■掛金

一人五百円(一年間)。ただし、中学生以下と七十歳以上は一人三百円。

■適用期間

四月一日から翌年三月三十一日まで

六年度は三月三十一日で期限が切れます。これまで加入^{され}していた人も新しい手続きが必要^すです。

町内では自転車やバイクなどの事故が多発しています。昨年中(一月〜十二月)に町内で起きた交通事故四十一件

共 済 見 舞 金 額

等 級	災 害 の 程 度	金 額
1 等 級	死 亡	1,000,000円
2 等 級	360日以上の治療を要する傷害	230,000
3 等 級	300日以上360日未満の治療を要する傷害	180,000
4 等 級	240日以上300日未満の治療を要する傷害	140,000
5 等 級	180日以上240日未満の治療を要する傷害	105,000
6 等 級	130日以上180日未満の治療を要する傷害	80,000
7 等 級	90日以上130日未満の治療を要する傷害	65,000
8 等 級	75日以上90日未満の治療を要する傷害	50,000
9 等 級	60日以上75日未満の治療を要する傷害	40,000
10 等 級	45日以上60日未満の治療を要する傷害	32,000
11 等 級	30日以上45日未満の治療を要する傷害	23,000
12 等 級	21日以上30日未満の治療を要する傷害	16,000
13 等 級	14日以上21日未満の治療を要する傷害	13,000
14 等 級	7日以上14日未満の治療を要する傷害	10,000
15 等 級	7日未満の治療を要する傷害	7,000

(備考) 頭部損傷(いわゆる「むち打ち損傷」)については、原則として8等級を限度として支給し、90日を超えてなお引続いて治療が行われている場合は、6等級を限度として支給する。

のうち、見舞金を支払った件数は三十一件で、見舞金総額は二百二十六万八千円でした。安い掛金で最高百万円の見舞金が出ます。ご家族そろって加入されるようお奨めします。

■問い合わせ
町総務課

TEL 65-4111
有線 2135

住民票の続柄の記載方法が変わります

「長男」、「二女」から「子」に

7年3月1日から住民票の「世帯主との続柄」の記載方法が次のとおり変更されます。この変更は、住民のプライバシーの保護を目的としたものです。

住民票の世帯主との続柄の記載例

区 分	改正前	改正後
嫡出子	長男、二女など	子
養子	養子	
非嫡出子〔世帯主である父に認知されている場合〕	子	
妻の連れ子〔世帯主が夫である場合〕	妻の長男次女など	妻の子

住 民 票

		改製年月日		平. 7. 3. 1	
氏名	アジスタロウ	生年月日	性別	続 柄	世帯主
阿知須 太郎	昭. 63. 1. 1	生	男	子	阿知須 一郎
現住所	山口県吉敷郡阿知須町 1111 番地		昭. 63. 1. 1	出生	昭. 63. 1. 5
本籍	山口県吉敷郡阿知須町 1111 番地		籍 貫	阿知須 一郎	
前住所					
備考					

問い合わせ/町住民課戸籍係 ☎ 65-4112 有線 2135

お知らせ

Information

校務員・宿直員を募集 申し込みは3月17日まで

町では校務員、宿直員を次のとおり募集します。

◎校務員

- 資格 60歳以下の人
- 業務内容 事務以外の学校全般の業務
- 勤務時間 月曜日から金曜日までの午前8時10分から午後4時55分まで
- 賃金 日額5,200円

◎役場宿直員

- 資格 60歳以下の男性
- 業務内容 宿日直
- 勤務時間 宿直/午後5時10分から翌日の午前8時30分まで
日直/土、日曜日と祝日等の午前8時30分から午後5時15分まで
- 賃金 日額5,050円

◎募集人員

いずれも若干名

◎申し込み

希望者は3月17日(金)までに履歴書を添えて町総務課に申し込んでください。郵送の場合は3月17日(金)(金)必着。

TEL65-4111 有線2113

対象者は手続きを

児童扶養手当 特別児童扶養手当

母子家庭の児童や、精神または身体に障害のある児童を養育、介護する人に、家庭の安定と社会福祉の増進を図るため、次のような制度があります。

◎児童扶養手当制度

母子家庭(父が重度障害の状態にある人も含む)で、父と生計を同じくしていない児童を養育している家庭に手当が支給されます。

※公的年金を受けている人や一定の所得を超えている人には支給されません。

◎特別児童扶養手当制度

20歳未満で精神または身体に障害のある児童を介護する人に手当が支給されます。

※一定の所得を超えている人や障害年金を受けている人には支給されません。

認定後は毎年「現況届」の提出が必要です。

■問い合わせ

町住民課福祉係

TEL65-4112 有線2132

消費者意識高揚の 標語募集しています

近年消費者ニーズの多様化によって、商品や販売方法などのトラブルが生じています。消費者一人ひとりが商品や契約方法についての正しい知識を持つことが必要です。県消費生活センターは、豊かでゆとりのある暮らしの実現を目指すため、標語の募集をしています。

- 作品/30字以内で未発表のもの
- 応募方法/官製はがきに住所・氏名(ふりがな)・年齢・職業(学生は学校名、学年)・電話番号と作品(はがき1枚につき3点まで)を明記してください。
- 締切/4月21日(金)当日消印有効
- 宛先・問い合わせ/山口県消費生活センター〒753 山口市葵2丁目6-2 TEL0839-24-0999

催しもの

- 26日 体力づくり楽しく走ろう大会(阿小グラウンド、前8時30分 受付10時スタート)
- 3月5日 新旧子ども会育成会長研修会(公、前9時30分)
- 8日 よちよちくらぶ(役、前10時20分)

可燃ゴミの収集日(町内全域)

月・水・金

1日	3日	6日	8日	10日	13日	15日
17日	20日	22日	24日	27日	29日	31日

不燃物ゴミの収集日(町内全域)

- ビン、ガラス類 (第1、3木曜日)
- 空缶、鉄類 (第2、4木曜日)

2日	16日	9日	23日
----	-----	----	-----

ごみの収集時間
前日午後5時～当日午前8時
町指定袋の販売
町指定のごみ袋は、町役場保健衛生課と各地区環境衛生組合長宅、婦人会支部長(一部)宅で販売しています。
清掃センターへ直接持ち込み
ごみを直接センターへ持ち込むのは(月・土)、午前八時半～正午、午後一時～二時まで(祝祭日は出せません)。

ごみの収集日
3月